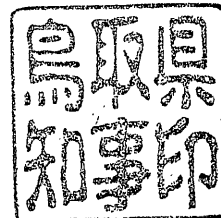


第200900161131号
平成22年1月20日

東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 竹内 功 様

鳥取県知事 平井 伸治



東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書に
対する意見について（通知）

このことについて、鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月22日 鳥取県条例第24号）
第10条第1項の規定に基づく意見は下記のとおりです。

（担当）生活環境部環境立県推進課 平木、西村 電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

記

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、住民からの要望等に十分配慮するとともに、引き続き、積極的な情報公開に努めること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、選定した項目及び手法の見直しを行い、必要に応じて、追加調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、単に環境保全目標と比較するのではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価するとともに、環境影響評価の結果、環境保全措置を講じることとする場合は、環境影響への回避 低減が最大限なされるよう、十分に検討し、その内容についても明らかにすること。

2 個別事項

(1) 大気質について

- ア 環境影響を受ける範囲について、方法書では、隣接する八頭町は、当該事業に係る環境影響を受ける範囲外とされているが、八頭町内においても大気質及び悪臭の測定箇所及び観測点を設置するなど、調査、予測及び評価を行った上で、環境影響を受ける範囲かどうかを準備書において明らかにすること。
- イ 当該事業は、「処理方式」「煙突高」「施設配置」「廃棄物の搬入経路（取り付け道路）」等について、現時点で不確定であるが、これらの不確定要素による不測の環境影響が生じないように、十分に配慮して、調査、予測及び評価を行うこと。
- ウ 逆転層の出現状況や隣接地に計画されている工業団地による地形改変など 気象及び地形の地域特性等を十分に考慮した調査、予測及び評価を行うこと。
- エ 主要な風向に位置する集落への環境影響だけでなく、すべての近隣の集落への環境影響についても調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 悪臭について

施設から漏えいした場合の事業所敷地境界地点での環境影響及び大気質と同様に煙突排ガスによる環境影響についても調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 騒音・振動について

調査、予測及び評価の地点として、事業所敷地境界地点を追加すること。

また、鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）第58条に規定する深夜騒音規制が適用されるので、留意すること。

(4) 土壌について

煙突から排出される排出ガスのうち、特にばいじんによる周辺土壌への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 動植物・生態系について

ア 現地調査の結果、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第2項及び政令で定める希少野生動植物種」、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第2条で定める希少野生動植物及び特定希少野生動植物」、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく特別天然記念物及び天然記念物に指定された野生動植物」及び「レッドデータブックとつとりに記載された野生動植物」が確認された場合は、必要に応じて、その種に着目した追加調査、予測及び評価を行うこと。

イ 水生生物の調査範囲は、水質の調査範囲と同範囲とし、適切な調査地点を設定の上、調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 生物多様性については、当該地域の自然環境と生物群集の分布、食物連鎖関係等の生態系の構造をよく把握した上で、可能な限り定量的に予測及び評価を行うこと。

(6) 景観について

霊石山、河原城、近隣集落等を調査対象にあげているが、因美線沿線など施工区域を視認できるその他の地点についても、調査、予測及び評価の対象に含めることを検討すること。

(7) 温室効果ガスについて

温室効果ガスの調査、予測及び評価に当たっては、エネルギーの有効利用（発電、廃熱利用等）を始めとした排出抑制対策等について検討し、その内容について、準備書に記載すること。